

東京ユースヘルスケア推進事業（ユースクリニック補助事業）実施要綱

令和8年5月11日8福祉子母第20号決定

（目的）

第1条 中高生等の若者が健全に成長するためには、年齢に応じた身体の特徴や性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう支援するとともに、医療機関の受診が必要な場合には、早期に医療につなげることが重要である。そこで、若者に対する相談支援及び若者が医療機関に来やすいような環境づくり等を実施する医療機関の取組を補助することで、身体や心の悩みを抱える若者が身近な医療機関で相談できる体制の整備を図る。

（補助対象）

第2条 本事業の補助対象は、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）に基づく東京都内の病院及び診療所の開設者であって、東京都知事が適当と認める者とする。

（補助条件）

第3条 補助に当たっては、次の（1）から（5）までを全て満たす医療機関を対象とする。

- （1）東京都内の病院又は診療所であること。
- （2）若者を対象とした身体や心の悩みに関する相談支援について、保険診療及び自由診療とは区別して実施可能であること。
- （3）医療機関の施設内の医師と連携し、医療が必要な相談者を迅速に受診に繋げる体制が整備されていること。
- （4）ホームページやSNS等、若者の目に留まりやすい媒体において、実施時間・実施場所・相談できる内容等の広報を行うこと。
- （5）受診費用助成を実施する場合、初回妊娠判定及び緊急避妊に係る受診費用について、若者に自己負担を求めないこと。

（支援対象者）

第4条 原則として、都内在住・在学・在勤の25歳未満の中高生等の若者とする。ただし、若者の親又は保護者については支援対象外とし、若者本人と同席することは認める。

なお、性別を限定しないことが望ましいが、産婦人科を標榜する医療機関が実施する場合等、各医療機関の個別の事情を鑑み、対象者の性別を限定することも認める。

（実施体制）

第5条 事業実施に当たり、以下の（1）及び（2）に記載する人員を配置し、本事業に従事する人員名簿を提出すること。なお、（1）と（2）を兼ねることを可能とする。

(1) 運営責任者

本事業の統括を行い、都との窓口となる。また、個別相談の相談内容を理解し、必要時には都や区市町村への引継ぎや連絡調整を行うとともに、相談員への助言や相談員の質の管理、相談上の危機管理を行う。

(2) 相談員

保健、思春期特有の健康課題、心理、ソーシャルワークのいずれかに関する知識を有し、必要な相談に応じることが可能な者で、以下のいずれかの免許及び勤務経験を有する者とする。

ア 保健師助産師看護師法(昭和23年7月30日法律第203号)に基づく保健師、助産師又は看護師の免許を有し、免許を活用した3年以上の勤務経験を有する者

イ 医師の免許を有し、免許を活用した3年以上の勤務経験を有する者

ウ 臨床心理士、公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士のうちいずれかの資格を有し、かつ、資格を活用した3年以上の勤務経験を有する者とする。ただし、公認心理師の資格を有する者に必要な勤務経験については、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師の資格を活用した勤務経験とする。

(事業内容)

第6条 以下の(1)は必須とし、(2)及び(3)は選択制とする。ただし、(3)を実施することで、若者が医療機関に入りやすいよう工夫を施すことが望ましい。

(1) 個別相談

ア 思春期特有の性に関することを含む健康に関する事柄(月経不順や月経痛、性感染症、避妊、妊娠、体型、食生活、性器及び自慰行為に関するもの等)及び友人や家族等との人間関係等の心に関する事柄等(以下「ユースヘルスケア」という。)に関わる相談について、相談者の不安や悩みが解消されるよう、相談員が適切な助言や情報提供を行うこと。

なお、ユースヘルスケアに関するあらゆる悩みに対応できることが望ましいが、医療機関の標榜科目を踏まえ、対応可能な相談内容を一部限定することも認める。

イ 相談員は第5条に記載した資格・経験を有する者とし、個別相談の実施時間中は常時1名以上配置すること。

なお、他事業や通常の診療に係る業務との兼任も認めるが、相談員の人件費について別に定める補助対象経費とする場合は、個別相談の実施時間中は本事業の専従とすること。

ウ 相談対応は対面で実施し、必要時に円滑に医師の診療に繋ぐことができるよう、原則、医療機関の施設内(病院開設許可申請書または診療所開設許可申請書にて申請した施設内)で実施すること。実施場所は、相談者との会話内容が他者に容易に聞き取られることのないような環境を用意するとともに、若者がリラックスして相談できるような工夫を施すこと。

エ 若者が相談しやすいよう、相談料金は原則無料とすること。ただし、相談料金を相談者から徴収する場合は、別に定める補助対象経費から控除すること。

オ 医療機関における保険診療及び自由診療とは区別して実施すること。

なお、個別相談により必要があると思われた時には、当該医療機関における保険診療又は自由診療を適切に紹介すること。

カ 学生証・身分証等により相談者の年齢、居住地を確認し、支援対象者であることを確認することが望ましいが、本人が開示をしたがらない場合は、年齢・居住地等を把握できない場合であっても支援を実施することを認める。

キ 医療機関の実情に応じ、予約制とすることは差し支えない。

ク ホームページやSNS等、若者の目に留まりやすい媒体において、実施時間・実施場所・相談できる内容等の広報を行うこと。

ケ 相談記録を作成・保管すること。

(2) 受診費用助成

ア 原則、都内在住・在学の25歳未満の若者（ただし、原則、就労している者は除く。）で、個別相談又はオープンユースへ来た者のうち、予期しない妊娠や緊急避妊の必要性があり、医療機関による妊娠の確認ができていない者等で、本人の希望があった場合には、経済的事情から受診を控えることがないように、受診費用の助成を行うこと。ただし、個別相談またはオープンユースに来た者以外が受診した場合であっても、緊急避妊薬の処方を経る場合は、例外的に費用助成を認める。

なお、原則、対象者1人当たり費用助成は1回のみとする。

イ 受診費用助成の対象となる費用は、初回妊娠判定に係る受診費用、緊急避妊に係る受診費用とし、医師の診察・検査・処方に係る費用、薬剤師の調剤費用、薬剤費用を含む。ただし、オンライン診療及び保険診療は助成対象外とする。

なお、医師の診察において必要と判断された検査や処方内容は全て助成可能だが、原則、初診のみ助成対象とし、再診は助成対象外とする。また、緊急避妊薬の調剤及び薬剤費用については、国内で承認されている緊急避妊薬に限る。

ウ 学生証・身分証等により、相談者の氏名、年齢、居住地を確認することを必須とする。

エ 避妊や性感染症等に対する保健指導等を実施すること。また、緊急避妊に係る受診費用を助成する場合には、3週間後のアフターフォローとして、月経の有無の確認又は妊娠検査の実施、その他必要な保健指導等を実施すること。

なお、緊急避妊に係る受診費用を助成する前に、本人に3週間後にアフターフォローを実施することを説明し、了承する者のみ費用助成を認める。

オ 未成年（18歳未満）について受診費用助成を実施する場合、保護者の同意取得については、医療機関の判断とする。ただし、初回妊娠判定により妊娠が判明した場合等、保護者への相談が必要と思われる場合には、本人と保護者との関係に配慮した上で、必要に応じて本人が保護者へ相談できるよう支援すること。

カ 事業趣旨を踏まえ、受診費用助成を実施することについて、過度に宣伝・広告を行うことは禁止とする。

キ 助成を行った費用の内訳が分かる書類（診療費領収書等）等について、原本又は写しを支援実施月の翌月10日までに都へ提出すること。

(3) オープンユース

ア ユースヘルスケアに関する普及啓発、若者同士又は相談員と若者が気軽に話せる空間の提供、若者が興味を持ちそうなイベントの実施等により、若者が医療機関に来る契機を作り、ユースクリニックを気軽に体験できる機会（以下「オープンユース」という。）を提供すること。

なお、必要な若者を円滑に個別相談に繋ぐため、個別相談と同日開催することも認める。ただし、同日開催する場合には、個別相談のプライバシーを確保するとともに、相談員を常時2名以上配置すること。

イ 相談員として、第5条に記載した資格・経験を有する者を実施時間は常時1名以上配置すること。

なお、他事業や通常の診療に係る業務との兼任も認めるが、相談員の人件費について別に定める補助対象経費とする場合は、オープンユース実施時間中は本事業の専従とすること。

ウ 実施内容は、若者のニーズを踏まえて企画すること。ただし、ユースヘルスケアに関する普及啓発が可能な書籍等の物品を置くことは必須とする。また、特定の商品の宣伝、反社会的または差別的な内容、公序良俗に反する内容を含んだ企画は禁止とする。

エ 物品を配布する場合は、ユースヘルスケアに関する普及啓発物品又は茶菓程度に留め、金品の配布は行わないこと。

オ 原則、実施日の2週間前までに、都に実施内容について協議すること。

カ 実施場所は、必要時に円滑に個別相談や医師の診療につなぐことができるよう、医療機関の施設内で実施することが望ましいが、医療機関に来院しにくい若者が医療機関と関わる契機とするため、学校や駅付近・商業施設等の多くの若者が通る場所で実施することも認める。

キ 若者が来やすいよう、予約不要かつ無料とすること。

ク ホームページやSNS等、若者の目に留まりやすい媒体において、実施時間・実施場所・実施内容等の広報を行うこと。

ケ 原則、学生証・身分証等により相談者の年齢や居住地を確認することは不要とするが、来所人数を把握できるようにすること。

コ 上記実施内容のほか、ユースヘルスケアに関する普及啓発のため、学校等で実施する教育関係者への講演会や医療機関内で実施する保護者等への講演会の開催についても、オープンユースに含めるものとする。

(実施報告)

第7条 実施医療機関は、支援実施月の翌月10日までに、業務実施報告書(別紙様式)を都へ提出すること。

(留意事項)

第8条 本事業の実施に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) WHO発行「Making Health Services Adolescent Friendly」や、令和4～6年度子ども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「学童期及び思春期等における性に関する健康課題に対する診療及び支援体制の構築に向けた研究」における「ユースクリニックのためのマネジメント・ハンドブック～若年者を対象としたユースクリニック運営の手引き～」等を参考とすること。
- (2) 相談者に対して、美容医療等の受診や物品の購入を勧奨することは禁止とする。特に相談者が学生の場合には、保護者とのトラブルが生じる可能性があるため、十分注意すること。
- (3) 虐待又は性被害が疑われる場合や特定妊婦に該当する場合には、児童相談所、警察、保健センター等の関係機関と適切に連携し対応すること。
- (4) 「とうきょう若者ヘルスサポート(わかさぼ)」等の都が実施する若者向け相談窓口において、医療機関受診が必要と思われる相談があった場合には、本事業を実施する医療機関を紹介する可能性があるため留意すること。
- (5) 東京都福祉局のホームページ等の広報媒体において、本事業を実施する医療機関を公表する。また、交付を取り消す場合も公表するので、注意すること。

(経費)

第9条 本事業に要する費用の一部について、都は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。